

## 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針変更箇所

該当頁	旧	新
10	<p>3. 個別対策ごとの実施方針</p> <p>(2) 県民・事業者の皆様へのお願い</p> <p>1) 「新しい生活様式」の定着</p> <p>・また、多くの人が集まる場で感染防止対策としてお願いした、資料3「あいちの買い物ルール」や「公園利用のお願い」についても、新しい生活様式の一部として、実践を続けていただくようお願いいたします。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3. 個別対策ごとの実施方針</p> <p>(2) 県民・事業者の皆様へのお願い</p> <p>1) 「新しい生活様式」の定着</p> <p>・また、多くの人が集まる場で感染防止対策としてお願いした、資料3「あいちの買い物ルール」や「公園利用のお願い」についても、新しい生活様式の一部として、実践を続けていただくようお願いいたします。</p> <p><u>・感染拡大防止対策の一環として国が普及を進めている新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)を活用し、陽性者と接触した可能性について通知を受け、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることに役立てていただくようお願いいたします。</u></p>
11	<p>4) クラスター発生実績のある施設の利用</p> <p>・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、県民・事業者の皆様に必要な協力の要請等を行います。</p>	<p>4) クラスター発生実績のある施設の利用</p> <p>・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、<u>さらに業種別に策定された感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、</u>国と連携して、施設の使用制限等を含めて、県民・事業者の皆様に必要な協力の要請等を行います。</p>

13	<p>5)催物(イベント等)の開催</p> <p>・なお、全国的な人の移動を伴うような大規模イベント(スポーツの試合等)は、段階的な緩和を図っていく中で、②段階から、まずは無観客での開催を求めることといたします。(③段階以降は、上記の人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離を十分に確保できる要件とする。)</p> <p>(追加)</p>	<p>5)催物(イベント等)の開催</p> <p>・ <u>全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は収容人数が 2,000 人を超えるような施設(収容率 50%で 1,000 人超)の施設管理者に対して、全国的なイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談いただくようお願いいたします。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とします。</u></p>
13	<p>・また、参加者名簿等を作成して連絡先等を把握しておくことや、<u>導入が検討されている接触確認アプリの活用等</u>をお願いいたします。</p>	<p>・また、参加者名簿等を作成して連絡先等を把握しておくことや、<u>接触確認アプリの活用等</u>をお願いいたします。</p>
13	6)職場への出勤等	6)事業者へのお願い等
13 ～14	<p>・ <u>また、職場や店舗等に関して、感染拡大予防ガイドラインの実践をはじめとして、感染拡大防止のための適切な取組</u>をお願いいたします。</p> <p>(追加)</p>	<p>・ <u>職場や店舗等において、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」及び県が作成した「感染防止対策リスト」を活用し、徹底した感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。</u></p> <p>・ <u>また、県に、感染防止対策として取り組む項目を「安全・安心宣言施設」として届け出ていただくとともに、県から電子データで提供するPRステッカー・ポス</u></p>

14	(追加)	<p><u>ターを掲示することで、利用者への施設の安全性と対策への協力を周知するようお願いします。</u></p> <p><u>・ 県は、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立をめざすため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設に本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。</u></p>
18	<p>(5)経済対策</p> <p>①事業者に対する支援</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が減少したアーティストや文化芸術団体等の活動を支援します。</p> <p>(追加)</p>	<p>(5)経済対策</p> <p>①事業者に対する支援</p> <p><u>・ 感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立をめざすため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設に本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。</u></p>
19	<p>(6)その他の取組</p> <p>①防災対策における感染防止対策～避難所の感染防止対策</p> <p>・新型コロナウイルス感染症が発生する状況のなか、大雨や地震などの自然災害が発生し、市町村が避難所を開設する場合には、県民の皆様が安心して避難できるよう避難所における感染症対策を進めます。</p> <p>(追加)</p>	<p>(6)その他の取組</p> <p>①防災対策における感染防止対策～避難所の感染防止対策</p> <p><u>・ 各市町村では、県から提供した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(資料10)等を活用し、避難所を開設する際のゾーニング、避難者の健康管理や感染症が疑われる避難者が生じた場合の対応など、適切な対策の実施に努めます。</u></p> <p><u>・ 県は、避難所の運営にあたる市町村職</u></p>

	(追加)	<u>員を対象とした感染防止対策研修を実施するとともに、それぞれの地域への普及を進めるため市町村の避難所運営訓練を支援します。</u>
28	資料6  (追加)	資料6 (「イベント開催制限の段階的緩和の目安」の表下に追記) <u>※ イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにし、その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。</u>
30 ～32	資料8 (表の更新)	資料8 <u>「業種別ガイドライン」について令和2年7月10日更新の表に更新</u>
36 ～59	資料10 (追加)	資料10 <u>「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を追加</u>